

介護保険

主治医意見書について

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課認定審査係

令和4年3月版

【記載にあたってのお願い】

- ・なるべく丁寧な文字で記載してください。誤字や脱字にご注意ください。意見書ソフト等による作成では誤変換にもご注意ください。
- ・医師以外の審査会委員にもわかりやすいように**英語や略語・専門用語の使用は避けて下さい。**
- ・審査会に前回の意見書は提出されませんので「前回と同じ」という記載は避けて下さい。
- ・公正公平な審査判定を行うために、個人を特定できるような具体的な名称（個人名、医療機関名等）の記載は避けて下さい。
- ・申請者の要介護度（あるいは希望している要介護度）の記載は避けて下さい。

・診断・検査費用の請求が可能な場合とは、症状が安定していて医療は必要とせず、また、主治医がなく、主訴・異和もない者が要介護認定申請を行った場合に、医師の判断によって、例外的に意見書を記載するのに必要な診察・検査を行った場合のみです。

目 次

【介護保険のしくみ】

・ ・ ・ P. 1

【介護保険における主治医意見書の役割】

・ ・ ・ P. 3

【主治医意見書記載に関する留意点】

・ ・ ・ P. 7

【日常生活自立度の判定基準】

・ ・ ・ P. 14

【第2号被保険者における特定疾病について】

・ ・ ・ P. 20